

函南町ソーシャルメディアの利用について

【背景・目的】

近年、フェイスブック、X（旧ツイッター）、ユーチューブ、インスタグラム、ライン等、インターネット上の様々なソーシャルメディアの普及に伴い、地方公共団体においても情報発信の強化のため、こうしたサービスを利用する事例が増えています。

一方で、インターネット上は予見不可能な事案の発生が予測され、特にソーシャルメディアにあつては、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼすことがあります。そのため、ソーシャルメディアを活用するには、こうしたリスクへの対策を十分に行うとともに、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解する必要があります。

このような状況から、町では業務としてのソーシャルメディア活用の有効性とリスクを踏まえ、ソーシャルメディアをより有効かつ安全に活用するために、運用上の留意事項等を含めた「函南町ソーシャルメディアの利用について」次のとおり定めます。

※ソーシャルメディアとは…インターネットの情報発信技術によって誰もが参加可能で社会的相互関係を生み出し利用することのできるメディアのこと。テレビや新聞などの従来型のマスメディアとは異なるメディアのこと。

※SNS（ソーシャルネットワークサービス）とは…インターネット上で人々が共通の話題や趣味を通じて交流するネットワーク型サービスやウェブサイトのこと。

1. SNS の定義

フェイスブック、X（旧ツイッター）、ユーチューブ、インスタグラム、ライン等に代表される、インターネットなどを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやり取りする伝達手段。

2. 適用範囲

町の業務のために「函南町公式アカウント」を取得して、ソーシャルメディアを利用する職員に適用する。

3. 活用方法

- (1) 町民が生活するうえで密接に関連する情報を迅速かつ広範囲に周知する
- (2) 函南町ホームページ、広報かんなみ等の既存の広報媒体を補完し、媒体間の連携効果を発揮させる
- (3) 地震や台風などの災害時に必要な情報配信経路の一つとして、災害対応に関する緊急情報を発信する

4. 遵守事項

- (1) 公式アカウント作成は、アカウントの目的、投稿内容、表現の内容等を確認し、プロフィール欄などで運営主体と目的を明らかにすること。また、別アカウントを作成する場合は、企画会議にて審査を受けること。公式アカウントとして認められたものは、町ホームページや広報かんなみ等に掲載し周知すること
- (2) 公式アカウントにおける情報発信は、事前に所属長の許可を得て発信を行うこと。函南町の代表である自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心掛けること。行政特有の言葉を使わず、かみ砕いた言動や図や写真等を多く使ったわかりやすい発言を心掛けること。意図せずして自ら発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を素直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努めること
- (3) 発信した内容への反応やコメントを真摯に受け止め、今後の発信方法や施策の参考にすること。行政施策への個別の意見・要望・問い合わせへの回答は一切行わないこと
- (4) 地方公務員法をはじめとする関係法令および職員の服務や情報の取り扱いに関する規定等を遵守すること。また、個人が特定できる写真や映像、文章等を投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業等に承諾を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権等に十分留意すること
- (5) 公式アカウント以外で函南町に関する重要な記述を SNS 上で見つけた場合、所属長を通じ、各媒体の機能を使って情報の発信・拡散を行うこと
- (6) 地震や台風等の災害時の緊急時やイベント等の中継など、リアルタイムでの発信が必要な場合、所属長へ申請し、当該アカウントの管理パスワードを取得し、発信を行うこと
- (7) パスワード又は認証のためのコード等の認証情報及びこれを記録した媒体（ハードディスク、USB メモリ、紙等）を適正に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を実施すること

- (8) アカウントの乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じること。

5. 禁止事項

- (1) 町の公式見解でないもの（意思形成過程にある政策や事業内容）は発信しないこと。取り扱いについては細心の注意を払い、勝手な言及や憶測の発言は慎むこと。また、業務上で知り得た個人情報や機密事項、函南町のセキュリティを脅かす恐れのある情報等の発信を禁止すること
- (2) 発信する情報は正確に期するとともに、その内容について誤解を招かないように留意すること。一度インターネット上に公開された情報は、削除しても転送・コピーされることで不特定多数の人により閲覧が可能であり、完全に削除できないことを理解すること
- (3) 次に掲げる情報を発信しないこと
- ア 個人又は団体を中傷し又は誹謗する情報
 - イ 人種、思想、信条等を差別し又差別を助長させる情報
 - ウ 違法・不当な情報又は違法・不当な行為を煽る情報
 - エ 職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報
 - オ 事実と異なる情報
 - カ 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関する情報
 - キ 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする情報
 - ク 函南町の信用・名誉を傷つける情報
 - ケ その他公序良俗に反する情報
- (4) 発信した情報に攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し、無用な議論となることを避けること

6. その他

「函南町ソーシャルメディアの利用について」に定めるもののほか、各ソーシャルメディアの利用方法を策定及びアカウントの責任者を定め、それを遵守すること